

令和8年度すこやかあきた出会い応援隊イベント補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、結婚を希望する独身者の出会いの機会を創出するため、秋田県人口戦略部男女共同参画推進課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第1に定める「あきたすこやか出会い応援隊イベント補助金」（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 「すこやかあきた出会い応援隊」 一般社団法人あきた結婚支援センター（以下「センター」という。）に登録し、結婚を希望する独身者に対し出会いの機会を提供するために、出会いイベント等を開催する企業・団体等をいう。
- (2) 「補助事業」 補助金の交付対象とする事業をいう。
- (3) 「補助事業者」 補助金の交付対象となる事業を行う者をいう。
- (4) 「対象経費」 補助金の交付対象とする経費をいう。
- (5) 「限度額」 補助金の交付金額の限度額をいう。
- (6) 「婚活イベント等」 結婚を希望する独身男女の出会いや交際のきっかけづくりを目的とするイベント、又は共通の体験や活動等を通じて気軽な出会いや自然な交流を促進するイベントをいう。
- (7) 「交付申請書」 交付要綱第3条第1項に定める補助金等交付申請書（交付要綱様式第1号）をいう。
- (8) 「実績報告書」 交付要綱第7条第1項に定める補助事業等実績報告書（交付要綱様式第10号）をいう。
- (9) 「連絡先交換件数」 参加者が他の参加者に対して自己の連絡先情報等を提供した件数の総計をいう。

(補助対象事業及び要件)

第3条 補助事業は、すこやかあきた出会い応援隊が主催する、次に掲げる要件をすべて満たす婚活イベント等とする。ただし、独身男女が参加するものであっても、本来の目的が出会いではないもの（企業説明会、同窓会等）や、参加者を事前に把握できないもの（野外フェス等）は対象外とする。

- (1) 県内に在住又は勤務、県内へ移住予定の独身者を対象とし、募集定員を男女各5名以上とすること。なお、独身者であることの証明は求めないが、補助事業者の責任で確認すること。

- (2) 原則として、最小催行人数は4名以上とすること。
- (3) 参加する男女の比率が極端に偏らないよう留意すること。
- (4) 単なる飲食や歓談を主目的とせず、参加者同士の自然な交流を促進するミニゲーム、グループワーク、体験型アクティビティの実施や参加者の婚活スキル向上のためのセミナーの併催等、工夫を盛り込むこと。
- (5) 連絡先交換件数を把握すること（マッチング数については可能な範囲で把握すること。）。
- (6) イベントの様子が分かる写真や当日配布資料（個人が特定できない内容）を提供すること。
提供いただいた写真等については、主催者の許諾を得たうえで、県及びセンターが行う結婚を応援する気運醸成のための情報発信に使用する場合がある。
- (7) 同一のイベント開催経費について、国や市町村等から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (8) 公序良俗に反する内容でないこと。
- (9) 特定の宗教や政治活動を目的とするものでないこと。

（事業実施期間）

第4条 補助事業の実施期間は、令和8年4月21日から令和9年3月10日までとする。

（補助事業者）

第5条 補助事業者は、すこやかあきた出会い応援隊として登録されている企業又は団体とする。

（対象経費）

第6条 対象経費は、別表1に定めるとおりとする。

（補助率等）

第7条 補助金の額は、別表第2に定める限度額の範囲内において、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。

(1) 別表第1に定める対象経費の実支出額

(2) 補助事業に要した経費の総額から、参加者負担金その他収入の額を控除した額

2 前項の規定により算出された額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付決定後に対象経費の総額が増額した場合においても、補助金の交付決定額は増額しないものとする。

(交付申請)

第8条 交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 実施計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) その他県が必要と認める書類

(変更承認申請)

第9条 交付要綱第4条第1項第2号の規定に基づき、あらかじめ知事の承認を受けることが必要な経費の配分又は内容の変更は、経費項目の新設を伴う経費の配分の変更をするときとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 交付要綱第4条第1項第2号の規定に基づき、補助事業を中止し、又は廃止する場合、それらに係る経費については対象経費としない。ただし、自然災害等やむを得ない事情がある場合は、別途協議するものとする。

(実績報告)

第11条 実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書(様式第3号)
 - (2) 収支精算書(様式第4号)
 - (3) 収入・支出の事実を証明する証拠書類
 - (4) イベントの様子が分かる写真や当日配布資料
 - (5) その他県が必要と認める書類
- 2 実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して1か月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い期日とする。

(消費税仕入控除税額等の取扱い)

第12条 補助事業者は、第8条の規定による交付申請に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により交付申請した場合において、前条の実

績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項ただし書の規定により交付申請した場合において、前条の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに様式第5号により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(遵守事項)

第13条 補助事業者は、イベントの実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イベントに関する参加者等からの苦情や参加者間のトラブルについては、補助事業者の責任において対応し、解決すること。
- (2) 参加者間の個人情報の交換については参加者の自己責任とし、県及び補助事業者は事前・事後を問わずこれに関する問い合わせ等には応じないこと。
- (3) イベント終了後において、県が参加者の交際や婚姻の状況等に関する調査又は報告を求めた場合は、可能な範囲でこれに協力すること。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類を、補助金の交付を受けた年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月21日から施行する。

附則

この要領は、令和8年6月15日から施行する。

別表1（第6条関係：対象経費）

対象経費		注意事項
区分	内容	
報償費	司会者、講師、アルバイトスタッフ等に支払う謝礼金	
旅費	司会者、講師、アルバイトスタッフ等に支払う旅費	・補助事業者の職員に支払う旅費は対象外
使用料・賃借料	会場使用料、バス借上料、イベントで使用する機材借上料等	
会場整備料	会場等設営（看板設置等）費、装飾費	
消耗品費	イベント等で使用する消耗品（物品）購入費	次に掲げる物品は対象外。 ・単価が3万円（税込み）を超える物品 ・汎用性があり、容易に目的外使用になり得ると認められる物品
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷経費、資料等のコピー代	
役務費	郵送料、保険料、銀行振込手数料等	
広告宣伝費	参加者募集のための広報費	
委託料	イベントの運営や会場設営・撤去等の委託経費	
その他	事業の実施にあたり、県が必要と認めるもの	
<p>【備考】</p> <p>(1) 対象経費の内容は一例とする。</p> <p>(2) 交付申請書に添付する収支予算書の積算内訳に積算根拠を明記すること。</p> <p>(3) 次に掲げる経費については、原則として対象経費としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者の職員の人件費、旅費 ・イベント等の参加者の飲食代、宿泊費 ・イベント等の参加者への景品やお土産等の購入費 ・汎用性があり、容易に目的外使用になり得ると認められる物品（パソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、スマートフォン、デジタル複合機、テレビなど） ・備品 ・その他、補助事業に直接関係のない経費 <p>(4) 参加者から参加費を徴収する場合は、上記の補助対象外経費（飲食代や景品代等）に充当するものとして、適正な額を設定すること。</p> <p>(5) 課税事業者の場合、第12条第2項及び第3項の規定により補助金返還が生じる事を避けるため、補助金の額に影響を及ぼさない範囲であれば、税抜きにより計算することを推奨する。</p>		

別表 2 (第 7 条関係 : 補助率等)

補助率	限度額	備考
10/10	上限 : 200,000 円	

【算出基準】

募集定員 1 名に対し、1 万円を上限とする。

【算出例】

- ・ 募集定員 10 名 (男女各 5 名) の場合の上限額は 100,000 円
- ・ 募集定員 20 名以上の場合の上限額は 200,000 円